

計算書類に対する注記

(法人全体用)

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法によっている。

無形固定資産

定額法によっている。

リース資産

該当なし。

(2) 引当金の計上基準

徴収不能引当金

債権の徴収不能額に備えるため、一括評価債権については過去の徴収不能額の発生割合により、個別評価債権については個別に徴収可能性を勘案して徴収不能見込額を計上している。

賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度によっている。

4. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類と拠点区分、サービス区分は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)

(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)

当法人は、社会福祉事業のみ実施しているため作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人は、拠点が一つであるため作成していない。

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人は、公益事業を実施していないため作成していない。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

当法人は、収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 双葉こども園拠点区分の計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）

(7) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（ ））は省略している。

(8) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（ ））

(9) 拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 双葉こども園拠点区分（社会福祉事業）

「法人本部」

「双葉こども園」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	319,097,104	0	14,414,839	304,682,265
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合 計	320,097,104	0	14,414,839	305,682,265

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物（基本財産）	377,941,669	73,259,404	304,682,265
建物	7,373,494	1,986,541	5,386,953
構築物	35,055,043	18,884,285	16,170,758
車両運搬具	1,225,620	1,225,619	1
器具及び備品	17,232,538	15,497,553	1,734,985
合 計	438,828,364	110,853,402	327,974,962

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11．関連当事者との取引の内容
該当なし

12．重要な偶発債務
該当なし

13．重要な後発事象
該当なし

14．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び
純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし